の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。

2．別表第２により作成した様式第２の託送資産明細書及び１．の規定により作成した様式第３第１表の超過利潤計算書を基に、次の方法により様式第３第２表の超過利潤累積額管理表を作成すること。

（１）　前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表した直近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金（特定ガス導管事業者にあっては、同規則第37条の規定により設定した料金。以下同じ。）を実施する場合は、零とすること。

（２）　当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）に当期超過利潤額（又は当期欠損額）を加えた額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

（３）　一定水準額は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の実情に応じて、次に掲げる額のうちいずれかの額とすること。また、①ロ又は②ロに掲げる額を適用する場合には、備考欄に託送資産の期首期末平均額若しくは期央残高並びに事業報酬率（託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率をいい、以下単に「事業報酬率」という。）を記載すること。なお、当該水準額の算定については、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

①　一般ガス導管事業者

イ　様式第２の託送資産明細書の本支管投資額実績表中「直近実績」の５年平均額

ロ　託送資産の期首期末平均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額

②　特定ガス導管事業者

イ　様式第２の託送資産明細書の特定導管投資額実績表中「直近実績」の５年平均額

ロ　託送資産の期首期末平均額若しくは期央残高に事業報酬率を乗じて得た額

（４）　一定水準超過額は、当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）から一定水準額を控除して得た額（零を下回る場合にあっては零）を記載すること。

（５）　前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表した直近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

（６）　想定原価と実績費用の乖離額は、１．（６）の規定により整理した額とすること。

（７）　当期乖離額累積額は、前期乖離額累積額に想定原価と実績費用の乖離額を加えた額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の想定原価と実績費用の乖離額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

（８）　還元額は、直近改定時料金を設定した際に算定した額を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。

3．ガス事業法施行規則様式第60第６表に掲げる導管（供給管を除く。）に係る投資額（高圧及び中圧のものに限る。）について、様式第３第３表の導管投資額明細表を作成すること。ただし、特定ガス導管事業者にあっては、特定導管（ガス事業法施行規則第１条第２項第８号ニに該当するものを除く。）に係る投資額について、様式第３第３表の特定導管投資額明細表を作成すること。

4．１．の規定により作成した様式第３第１表の超過利潤計算書及び３．の規定により作成した導管投資額明細表（ただし、特定ガス導管事業者にあっては、特定導管投資額明細表）を基に、次の方法により様式第３第４表の内部留保相当額管理表を作成すること。ただし、承認事業者については、（２）及び（３）は整理することを要しない。

（１）　前期末内部留保相当額は、この省令の規定により公表した直近の当期内部留保相当額を記載すること。

（２）　還元額は、２．（８）で整理した額とすること。

（３）　還元義務額残高は、この省令の規定により公表した直近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表した直近の一定水準超過額に一から経営効率化比率（この省令の規定により公表した直近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に百分の五十を乗じて得た値（当該値が一を上回る場合にあっては一と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とすること。

5．託送供給約款の料金を設定した際に定めた原価算定期間又は原資算定期間が終了した事業者は、１．の規定により作成された様式第３第１表の超過利潤計算書を基に、様式第３第５表の乖離率計算書を作成すること。ただし、承認事業者については、作成することを要しない。

（１）　想定原価は、託送供給約款の料金を設定した際に整理された託送供給約款料金原価等の合計額とすること。

（２）　想定需要量は、託送供給約款の料金を設定した際に整理された需要量とすること。

（３）　実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。

（４）　実績需要量は、実際に発生した需要量とすること。

（５）　想定原価及び想定需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の合計を記載すること。

（６）　実績費用及び実績需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。